

議案第26号

阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について

阿見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月25日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

阿見町子ども・子育て会議条例(平成27年阿見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉部子ども家庭課」を「保健福祉部こども未来課」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

阿見町子ども・子育て会議条例新旧対照表

現行	改正後	備考
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部子ども家庭課</u> において 処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>保健福祉部こども未来課</u> において 処理する。	

議案第 26 号説明資料

阿見町子ども・子育て会議条例の一部改正について

【改正の理由】

令和 7 年 4 月からの組織改編により、課名が変更されることに伴い、現行条例の一部について所要の改正を行うもの。

【改正内容】

第 7 条中、「保健福祉部子ども家庭課」を「保健福祉部こども未来課」に改める。

【施行年月日】

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。